

幼稚園・認定こども園の保護者様向けFAQ (R1.7.1)

No.	事項	質問	回答
1	無償化の開始時期	幼児教育・保育の無償化はいつから始まりますか。	令和元年10月1日からです。
2	無償化の対象者	すべての子どもが対象ですか。	保育料については、幼稚園、認定こども園に通う3歳児～5歳児の全ての子どもと0歳児～2歳児で市民税非課税世帯の子どもが対象です。 預かり保育料については、保育の必要性があると認定された3歳児～5歳児の子どもと0歳児～2歳児で市民税非課税世帯の子どもが対象です。
3	無償化の対象園	子どもが幼稚園に通っていますが対象となりますか。	満3歳から対象です。 施設型給付幼稚園、認定こども園(1号認定)の方は、これまで市が決定していた保育料が0円となります(特定負担額等については引き続きお支払いいただきます。) 私学助成幼稚園の方は、月額25,700円を上限に無償となります。
4	無償化の対象園	川崎市外の幼稚園(認定こども園)を利用していますが、対象となりますか。	無償化の対象となります。 川崎市にお住まいの方は、川崎市で無償化の対象となるための手続きを行っていただきます。
5	無償化の対象経費	無償化対象の場合、まったくお金はかからなくなるのですか。	無償化の対象となるのは、利用料(保育料・授業料)です。 入園金や、実費として徴収されている通園送迎費、食材料費(給食費)や行事費などは無償化の対象外ですので、お支払いいただく必要があります。
6	無償化の対象経費	幼稚園の預かり保育を利用していますが無償化の対象となりますか。	就労など、保育の必要性があると認定を受けた場合は、幼稚園保育料の無償化(上限月額25,700円)に加え、利用実態に応じて、預かり保育の利用料が、日額450円、月額11,300円までの範囲で無償となります。
7	補助金額	10月からの補助制度は、所得額(収入額)に応じて、補助額が変わりますか？	所得にかかわらず、月額25,700円を上限とした補助が受けられます。
8	補助金額	保育料が月額25,700円より高い場合、差額は自己負担ですか。	差額は自己負担となります。
9	提出書類等	無償化のために何か手続きが必要ですか。	無償化を受けるためには、お子様の認定手続きが必要となります。 私学助成の幼稚園に通園している場合は、通っている園から配布される申請書を御記入の上、園を通して提出してください。 施設給付型の幼稚園や認定こども園に通園している場合は、基本的には認定を受ける必要はありませんが、預かり保育料の無償化給付を受ける場合には、保育の必要性の認定を受ける場合は申請が必要となります。申請書は園を通して配布します。

幼稚園・認定こども園の保護者様向けFAQ (R1.7.1)

No.	事項	質問	回答
10	提出書類等	無償化の認定を受けるために必要な書類は何ですか？	保育料のみ無償化の対象となる方は提出書類は申請書のみです。 保育料に加えて預かり保育料についても無償化の対象となるには、保育の必要性の事由に対応した添付書類(就労証明書等)が必要となります。
11	申請方法	幼稚園から申請書が配布されました。申請書はどこに、いつまでに提出すれば良いのですか？	申請書は、通園されている園へ、各園において決められた期限までに提出してください。
12	申請方法	申請に添付する書類等の用意が、園が設定した提出期限までに間に合わないときは、どうしたらよいのですか？	まずは幼稚園に相談の上、幼稚園から市への書類提出期限(7月末)に間に合わない場合は、書類がそろう次第、市に直接郵送してください。
13	申請方法	申請書類の提出が締め切りに間に合わないため、市に直接提出する場合は、どこに提出すればよいのですか。また、いつまでに提出すればよいのですか。	担当部署まで、郵送で担当部署まで送付してください。 〒210-8577 (住所は不要です。) 川崎市こども未来局子育て推進部幼児教育担当 まで。 書類には、必ず 幼稚園名 を記載してください。 提出時期については、できる限り速やかな提出をお願いします。大幅に遅れる(9月以降となる等)場合は御相談ください(問合せ先はNo.22を御参照ください。)
14	申請書の記入方法	申請者氏名の欄には、誰の氏名を記入すればよいのですか。	基本的には世帯主である保護者の氏名を記入してください。
15	申請書の記入方法	申請書の記入を間違えました。訂正するにはどうしたらいいのですか。	二重線を引いて隣に正しい内容を記載して下さい。訂正印は不要です。修正液は使わないでください。
16	就労証明書	保育の必要性の要件として、両親ともに会社勤めの場合、両親がそれぞれの勤務先で就労証明書を書いてもらうこととなるのですか。	そのとおりです。 両親ともに会社勤めの場合は、それぞれの勤務先で就労証明書を記入してもらってください。
17	就労証明書	就労証明書には有効期限はありますか。	有効記期限はありませんが、概ね6か月以内に取得したものを用意してください。
18	就労証明書	きょうだい2人で幼稚園に通っています。保育の必要性の認定を受けるために、就労証明書は2枚提出する必要がありますか。	それぞれの申込み用紙に添付していただく必要がありますが、どちらか一方に原本を添付する場合は、もう一方にはコピーで結構です。提出された原本は返却できません。

幼稚園・認定こども園の保護者様向けFAQ (R1.7.1)

No.	事項	質問	回答
19	就労証明書	10月から就労する予定ですが、就労証明書はどのように作成すればよいですか。	就労予定の事業所に「就労内定」として記載してもらってください。「11 就労実績」欄については、就労後3か月間の見込みを記載してください。 なお、就労の確認のため、就労後に改めて就労証明書を記載してもらい、提出してください。
20	保育の必要性の要件	就労を要件とする場合、月64時間以上(1日4時間以上かつ月16日以上)の就労が必要となりますが、パートタイム勤務やシフト勤務で、月ごとの勤務時間・日数にばらつきがある場合、ひと月でも要件を満たさない月があると、認定を受けることができないのですか。	パートタイム勤務やシフト勤務の方については、雇用契約の内容や、実際の勤務状況等から、認定の可否を総合的に判断しますので、御自身の勤務状況が要件を満たしているか不明な場合は、御相談ください(問合せ先はNo.22を御参照ください。)
21	認定結果の通知	認定の可否については、どのような形で知らされるのですか。	9月下旬までに、保護者あての認定結果に関する通知を、各園を通じてお渡しします。
22	市への問い合わせ先	申請書の記入方法や保育の必要性の要件等について、市に問合せを行う場合の連絡先を教えてください。	お問い合わせ先は次のとおりです。 サンキューコールかわさき 電話:044-200-3939 受付時間:午前8時～午後9時(土日祝日も可)
23	その他	障害児通園施設は、対象ですか。	就学前の障害児の発達支援(いわゆる障害児通園施設)を利用する3歳児から5歳児の子どもについては、利用料が無償化の対象になります。
24	その他	認可外保育施設等とはどのような施設ですか。	川崎認定保育園、おなかま保育室、地域保育園、ベビーシッター、事業所内保育施設、一時保育事業、年度限定型保育事業、病児・病後児保育事業、ふれあい子育てサポート事業です。川崎市内の施設については、9月頃に市ホームページに無償化対象施設を掲載します。
25	その他	幼稚園類似施設に通っていますが対象ですか。	通っている施設が無償化の対象施設で、利用しているお子さんが保育に必要性の認定を受けることができる場合に、無償化の対象となります。 無償化の対象施設は、9月頃に本市ホームページに川崎市内の施設を掲載します。